

あなたの投票所は？（期日前投票所：市役所3階 防災研修室2）

投票所入場整理券に書いてある場所で投票してください。

投票区	投票所の施設の名称	投票区域（行政区単位）
1	文化体育施設コンベンションホール	上町1,2,3,4,5,若葉町,新町東,荒楯、朧気、特養おばなざわ
2	尾花沢小学校内 放課後児童クラブ室	中町,禁町1,2,3,横町1,北町
3	尾花沢中学校 柔剣道場	横町2,新町1,2,3,4,5,長寿園
4	田沢公民館	田沢
5	ほたるの里郷土資料館	牛房野
6	二藤袋地区生涯学習推進センター	二藤袋1,2
7	横内公民館	横内
8	五十沢公民館	五十沢
9	荻袋公民館	荻袋1,2,3,荻袋開拓,よつば荘
10	和合公民館	和合,新生園
11	寺内地区多目的集会施設	寺内1,2,3,西原1,2,南沢
12	福原地区公民館 1階集会室	野黒沢1,2,芦沢1,2
13	芦沢駅前公民館	芦沢駅前
14	名木沢地区コミュニティセンター	名木沢1,2,3,大海平,西野々,上の原
15	毒沢地区生涯学習推進センター	毒沢
16	安久戸公民館	安久戸
17	さくら保育園遊戯室	丹生1,2,3,正厳1,2,3,上ノ宿
18	宮沢地区公民館 1階調理室・研修室	行沢,中島,押切
19	地域交流センター	高橋,中刈,矢越,関谷
20	市野々公民館	市野々,岩谷沢
21	北郷公民館	北郷,坂本
22	玉野地区公民館 1階小会議室	鶴巻田
23	母袋公民館	母袋
24	下原田公民館	下原田,東原,玉野原
25	上原田公民館	上原田
26	下柳公民館	下柳,寺町,銀山
27	栗生公民館	栗生
28	古殿公民館	古殿
29	常盤地区公民館 1階会議室	★九日町,袖原,三日町,荒町,畑沢
30	細野地区生涯学習推進センター	細野
31	六沢地区生涯学習推進センター	六沢1,2
32	鶴子交流施設 図書室	鶴子1,2,3,4

★注意 荒町地区の投票所は、第29投票区の常盤地区公民館へ統合となりました。

◆ お問い合わせ 尾花沢市選挙管理委員会 電話 22-1113（内線236）

尾花沢市長選挙 7月26日(日)投票日

7月26日の投票時間は、
午前7時から午後7時までです。
皆さんの貴重な一票を投じましょう！

▽▽▽投票日に用事のある方は、期日前投票をご利用ください。▽▽▽

期日前投票所は **市役所3階 防災研修室2** です。

【期日前投票の期間】 お仕事やお出かけの前後でも投票できます

7月20日(月・祝)～25日(土) 午前8時30分～午後8時



保健センター側入口(南側入口)
から入り、西側エレベーターまたは階
段から3階へお上がりください。
※期日前投票所には常時、車椅子を
備えています。
※お体の不自由な方、車椅子をご利
用の方は期日前投票が便利です。



移動市役所で期日前投票してみませんか！

下記の商業施設と、投票所の統合により投票所が遠くなって
しまった集落に移動市役所がお伺いします。

移動市役所がお伺いします



7月22日(水)

畑沢地区生涯学習推進センター前	午前 9:00～午前10:00
荒町地区 古瀬孝義さん宅隣地	午前10:30～午前11:30
南沢地区生涯学習推進センター前	午後 1:30～午後 2:30
おーばん 南尾花沢店前	午後 4:00～午後 7:00

投票できる人

◆年 齢
平成20年7月27日以前に生まれた方

◆本市へ転入された方
令和8年4月18日までに市民税務課窓口に入居届を出された方

◆市内で転居された方
令和8年7月3日（金）以降に市内で転居された方は、転居前の住所地の投票所においてご投票ください。（入場整理券をご確認ください。）
※市外に転出された方は、入場整理券が届いても投票できません。

開 票

- ◆開票日時 令和8年7月26日（日）午後8時より
- ◆開票場所 尾花沢市文化体育施設（サルナート） アリーナ
- ◆開票は参観できます。

スマートフォン等で開票速報を！

開票速報を市のホームページ（携帯サイト）で見ることができます。
尾花沢市選挙管理委員会ホームページ
URL <https://www.city.obanazawa.yamagata.jp/shisei/senkyo/>



期日前投票・不在者投票（投票日都合の悪い方は、期日前投票・不在者投票をご利用ください。）

期 間 令和8年7月20日（月・祝）～7月25日（土） 6日間
時 間 午前8時30分～午後8時
場 所 尾花沢市役所3階 防災研修室2
投票所入場券をご持参ください。（投票所入場券が無くても投票はできます。）
※投票所入場券裏面の宣誓書欄に氏名等を来場前にご記入いただくと受付がスムーズです。

◆病院・施設での不在者投票
指定された病院（施設）に入院（入所）されている方は、病院（施設）にて不在者投票ができます。お早めに病院（施設）の事務の方にご相談ください。

◆出張先や旅行先での不在者投票
仕事や旅行などで投票日当日、他の市町村に滞在されている方は、最寄りの選挙管理委員会では不在者投票ができます。その場合、尾花沢市選挙管理委員会への投票用紙の請求手続きが必要となりますので、お早めにお問い合わせください。

郵便投票(在宅投票)

重度の身体障がい者や戦傷病者及び介護保険法上の要介護者、免疫障がい者の方は、自宅にて投票することができます。（下記の表に該当される方に限ります。）事前に「郵便投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、早めに選挙管理委員会にご相談ください。

郵便投票ができる方

手帳の種類	障がいの種類	障がいの程度
身体障がい者手帳	両下肢・体幹・移動機能障がい	1級～2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級
	免疫・肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

郵便投票証明書の発行手続き

上記の表にある手帳や被保険者証をお持ちの上、選挙管理委員会へお申し出ください（代理可）。申請書をお渡ししますので、該当者本人が自筆署名のうえ、ご提出ください。
審査のうえ、郵送にて証明書を発行します。証明書の有効期限は交付の日から7年間です。

投票用紙の請求手続き

交付を受けた「郵便等投票証明書」で投票用紙を請求します。今尾花沢市長選挙での請求期限は令和8年7月22日（水）までとなっております。それ以降は受付いたしませんので早めにお手続きください。

※郵便投票の代理記載制度

- 以下に該当し、事前に選挙管理委員会に届け出た方は代理人による記載が可能です。
- ① 身体障がい者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が1級である者として記載されている方。
 - ② 戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までである者と記載されている方。

インターネットを利用した選挙運動に注意してください

有権者は、ホームページ、ブログ、X（旧ツイッター）、フェイスブック、LINEなどを使った選挙運動ができますが、18歳未満の方が選挙運動内容を含むメールの転送やX（旧ツイッター）のリポストを行うことは禁止されています。ご注意ください。
選挙運動期間（7/19～7/25）外にインターネットを利用した選挙運動をしてはいけません。
※違反すると処罰の対象となりますのでご注意ください！

選挙公報

令和8年7月21日（火）以降に配付予定です。